

京 都 大 学 事 務 組 織 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前				改 正 後			
(前 略)				附 則 この規程は、令和元年7月1日から施行する。			
別表1 } (略) 別表2 }				別表1 } (同 左) 別表2 }			
別表3 (第8条関係)				別表3 (第8条関係)			
1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者	1 組織	2 特命事項	3 設置 組織・職	4 必要 事項を定 める者
(略)				(同 左)			
研究推進 部	産業連携、地域連 携、プロジェクト事 業等の推進等に関 する専門的事務に 関し、産官学連携課 長を助け、及び管理 すること。	産官学連 携課連携 推進室長	産官学連 携課連携 課長	研究推進 部	産業連携、地域連 携、プロジェクト事 業等の推進等に関 する専門的事務に 関し、産官学連携課 長を助け、及び管理 すること。	産官学連 携課連携 推進室長	産官学連 携課連携 課長
	オープンイノベー ション機構設立準 備室に係る事務に 関し、産官学連携課 長を助け、及び管理 すること。	産官学連 携課オー プンイノ ベーショ ン機構準 備室担当 課長			オープンイノベー ション機構に係る 事務に関し、産官学 連携課長を助け、及 び管理すること。	産官学連 携課オー プンイノ ベーショ ン機構支 援室長	
(略)				(同 左)			
別表4 } (略) 別表5 }				別表4 } (同 左) 別表5 }			